

配置予定技術者届出書について

本工事に配置する主任技術者又は監理技術者については、共通仕様書 1-1-1-46 に定める資格を有し、かつ以下の実績を有する者を配置することとします。

「様式第 2-1 号 企業要件及び配置予定技術者届出書」については、当該資格及び実績を記入のうえ、入札時に提出してください。

単独又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上のものに限ります。）である元請けとして、平成 23 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる公共機関等（特記事項（1）記載）発注の本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等が発注する土木一式工事をいいます。

「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

また、「現場代理人」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に現場代理人として従事した実績をいいます。

ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録された者に限ります。

（特記事項）

- （1）「公共機関等」とは国の機関（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 25 条第 2 項により公示された組織）、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第 18 条に規定する法人）をいいます。